

○一般社団法人量子フォーラム理事会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人量子フォーラム（以下、「当法人」という。）理事会の組織、権限及び運営について定めるものである。

(開催)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は毎年4回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(役員を選任等)

第4条 理事及び監事を役員とし、役員は社員総会の決議によって選任する。理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

2 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

3 理事のうち、1名を代表理事とする。また、2名以内を副代表理事とすることができる。

4 理事のうち数名をもって業務執行理事とする。

5 代表理事、副代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

6 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の法人（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相

互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員任期)

第5条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、定款第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第6条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(招集)

第7条 理事会は、本規程に別段の定めがある場合を除いて、代表理事が、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知することで、招集する。ただし、緊急の必要があるときは、理事全員の同意を得て、この期間を短縮することができる。

2 代表理事は、第2条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第8条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事・業務執行理事の順にその任にあたり、更に副代表理事及び業務執行理事がこれにあたることできないときは、出席した理事の互選により議長を定める。

2 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(決議)

第9条 理事会の決議は、当法人の定款又は本規程に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第10条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の権限)

第11条 理事会は、当法人の定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、副理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 本規程第14条の責任の一部免除

(監事の出席)

第12条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、かつ備え置かなければならない。出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

2 議長は、欠席した理事及び監事に対し、遅滞なく、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を報告するものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第14条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第113条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から同項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(報告事項)

第15条 代表理事、副理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは当法人の定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。

(理事会に関する事務)

第16条 理事会に関する事務は、当法人の事務局が担当する。

(法令等の読替え)

第17条 本規程において引用する条文の条数又は項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

(変更)

第18条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

本規程は、令和元年11月5日より施行する。

本規程は、令和6年6月27日に改定し、同日より施行する。